

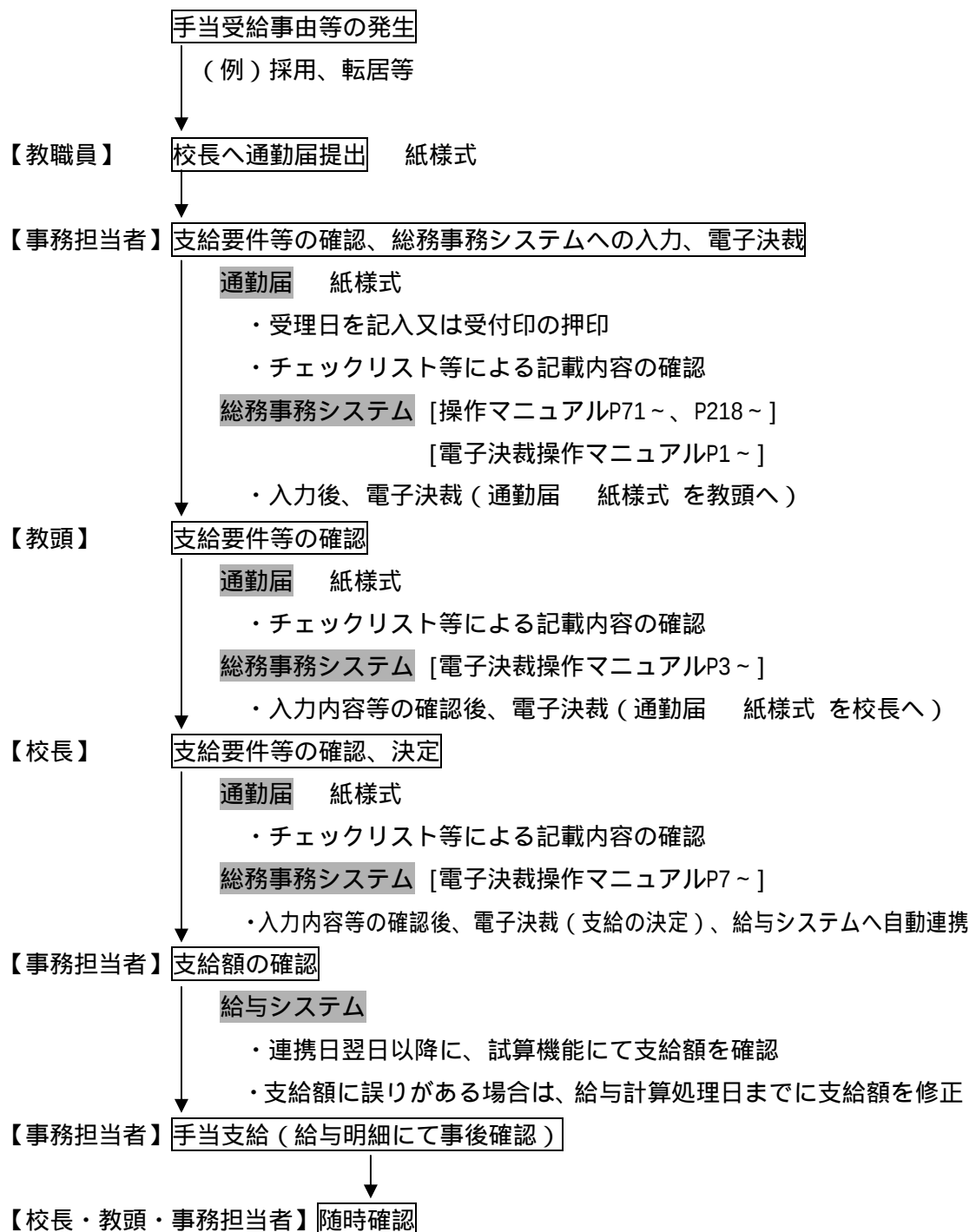
総務事務システムによる通勤手当の認定について

通勤手当

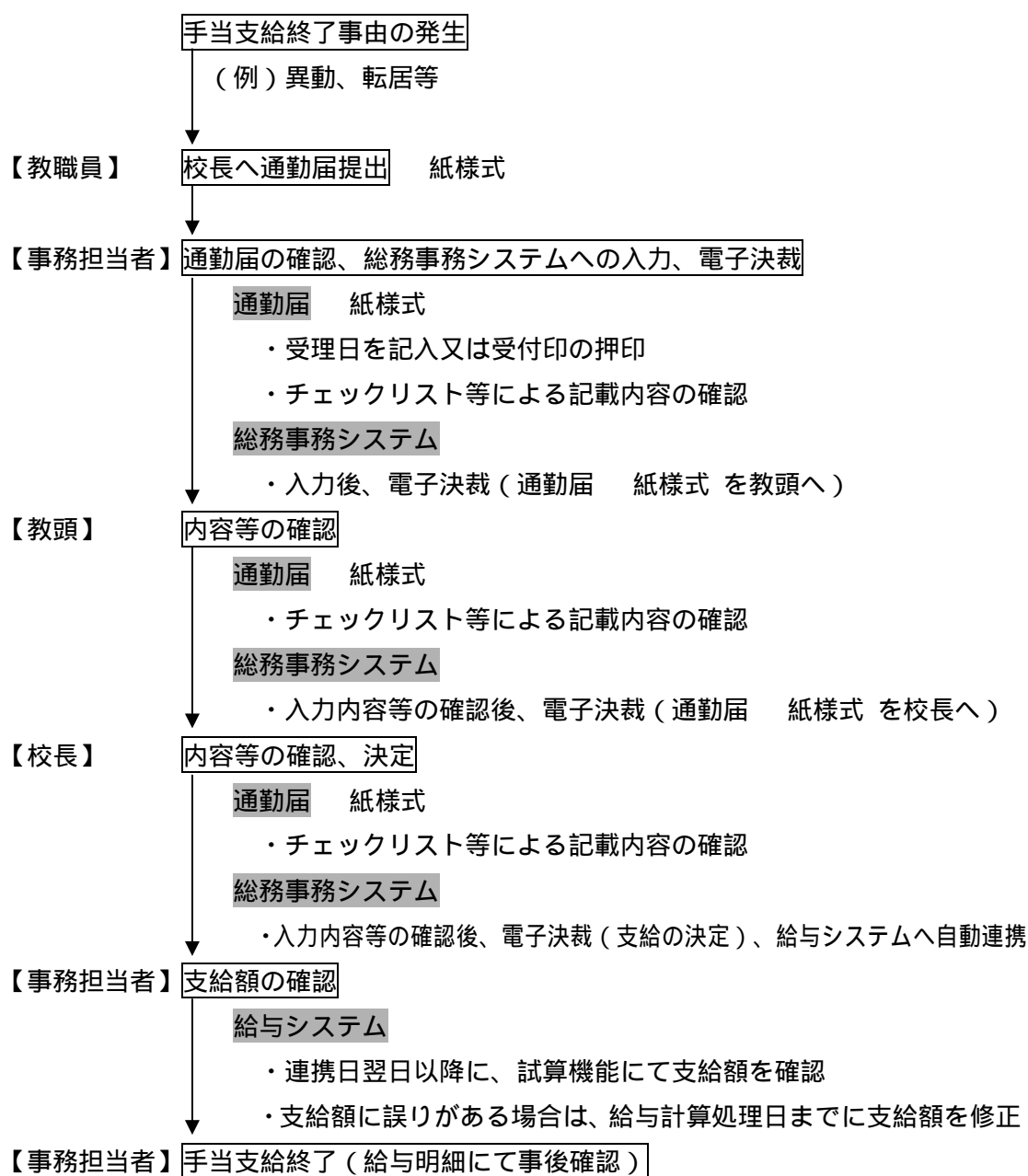
交通機関利用者に対する通勤手当：定期券の価額で支給（6箇月定期を基本）

交通用具利用者に対する通勤手当：利用距離に応じた額（1箇月単位）

通勤手当の支給・改定手続



通勤手当の支給終了手続（支給対象外となる場合）



その他

通勤届のチェックポイントをまとめた「通勤届チェックリスト」を参考資料として配布しているので、事務の参考にしてください。

通勤届の様式については、各教育事務所で配布しているほか、「兵庫県公立学校教職員給与関係ファイル集」に掲載しているので、適宜ダウンロードし利用して下さい。

認定事務に際して疑義が生じた場合は、教育事務所の相談窓口へ問い合わせてください。